

京都府ウオーキング協会規約

第1条（名称）

この会は『京都府ウオーキング協会』と称し、略称を「京ウ協」または「KWA」とする。

第2条（事務所）

この会の事務所は、京都府内に置く。

第3条（目的）

この会は、(社)日本ウオーキング協会加盟団体とし、日常生活の中で健康の増進を図り、自然に親しみ、自然を守る豊かな心を養う「歩け歩け運動」の主旨を提唱実践して、明るい健全な社会づくりに寄与する。

第4条（事業）

この会は、前条の目的を遂げるために次の事業をおこなう。

- (1) 月例のウオーキングなど「歩け歩け運動」の実施。
- (2) 同じ趣旨の公の政策に協力すること。
- (3) その他、この会の目的にそつ事業を実施すること。

第5条（会員）

- 1 この会の主旨に賛同し、定めに従つて入会した人をこの会の会員とする。
- 2 会員期間は1月に始まり12月に終わる1年とし、年の途中で入会した人の会期期間は入会の月から12月までとする。

第6条（入会・入会金・会費）

- 1 この会に入会しようとする人は、別に定める「申込書」に入会金及び年会費をそえて申し込みする。但し会員期間の終わった人が更新により継続して会員になろうとする時は入会金は要しない。
 - (1) 入会金 1,000円
 - (2) 年会費 5,000円（交通傷害保険料および日本ウオーキング協会の機関紙購読料を含む）
- 2 年の途中で会員になる人の年会費は、理事会で別に定める。
- 3 会員が会員期間中に会員でなくなったとき、入会金・年会費は返戻しない。

第7条（理事及び監事）

- 1 会員に代わつてこの会を運営するため理事を置く。

理事の数は10人以上25人以内とし、会務推進のため役割を分担する。
- 2 会員に代わつて会の会計を検査するため監事2人を置く。
- 3 理事および監事は、総会において出席会員の過半数の賛成により選出する。

第8条（理事の会務分担）

理事は互選により、会長、副会長（複数）、事務局長、事務局次長、会計、および事務、事業分担の理事を定め総会に報告する。ただし会長理事については総会出席会員の過半数の承認をうけなければならない。

第9条（幹事）

- 1 会の運営を助長し一層の伸展を期するため幹事を置く。
- 2 幹事の数は理事会で定め、会長が会員の中から委嘱して総会に報告する。
- 3 監事は会計の監査をする。

第10条（理事等の任期）

- 1 理事、監事、幹事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 理事、監事、幹事が欠けた時に補充された後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第11条（支部）

この会の支部を置くことができる。支部に関して必要な事項は別に定める。

第12条（会議）

- 1 この会の会議は、総会および理事会とする。
- 2 総会は原則として年1回とし、この規約に定めのある事項について審議する。
- 3 理事会は会務の推進について審議する。
- 4 会議を開催した時は必要事項を記録し保管する。

第13条（会計年度）

- 1 この会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。
- 2 決算は監査による検査を経て総会に報告し、出席会員の過半数の承認を受けなければならない。

第14条（規約の改定）

規約の改定は、総会において出席会員の過半数の承認を得なければならない。

付 則

- 1 この規約は、平成20年3月18日から実施する。
- 2 京都歩け歩け協会規約(昭和63年5月22日実施)は廃止する。
- 3 名称変更は、平成12年6月1日から実施する。

第6条2項 年の途中で会員となる人の年会費

入会月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
年会費	5,000円	4,000円	3,000円	2,000円